

○金ケ崎町営建設工事請負者施工成績評定要領

平成28年4月1日告示第108号

金ケ崎町営建設工事請負者施工成績評定要領

金ケ崎町営建設工事請負者施工成績評定要領（平成15年金ケ崎町告示第77号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1 この要領は、金ケ崎町営建設工事の請負者に係る施工成績の評定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2 施工成績の評定（以下「評定」という。）を行う工事は、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成10年金ケ崎町規則第28号）第2条第1号に規定する「町営建設工事」のうち、完成検査時点又は中間技術検査時点の請負金額が130万円を超える工事とする。

（評定者）

第3 評定は、当該工事の監督員が所属する課等の課長等、検査員及び監督員の3者が行う。

（評定の時期）

第4 評定は、監督員及び課長等にあつては工事が完成したとき、検査員にあつては工事の中間技術検査、指定部分検査、完成検査を実施したとき、それぞれ行うものとする。

（評定の方法）

第5 評定は、工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。

2 考査項目ごとの採点は、別に定める考査項目別運用表によるものとする。

3 工事における創意工夫、社会性等に関しては、請負者から当該工事における実施状況の提出があった場合は考慮するものとする。

4 主たる工種とは、直接工事費の比率の高いものから足して70パーセントを超えるまでの工種をいう。

5 出来形、品質、出来ばえは、主たる工種について評定を行うものとする。主たる工種が複数ある場合は、最大3工種に絞って評定を行うものとする。ただし、これ以外の工種でも評定者が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができる。

6 第4項、第5項について、工種ごとに評価が分かれた場合は低い評価を採用する。

7 総合評価落札方式による工事で、契約項目となった技術提案のうち、工事特性、創意工夫、社

会性等に該当する項目については、評価の対象とする。

8 イメージアップ経費を用いた取組は、評価の対象としない。

(評定点の通知並びに公表)

第6 評定点については請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7 町長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 町長は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)

以内に書面により、町長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 町長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

様式第1号(第5関係)

工 事 名		契約金額(最終)																				検査年月日														
請 負 者 名		工 期																				完成年月日														
考 査 項 目		監 督 員					課 長 等					検 査 員 (中間)					検 査 員 (中間)					検 査 員 (完成)														
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10.0																														
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0	-5	-10.0																														
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0	-5	-10.0	2.0		1.0		0	-7.5	-15.0	5.0		2.5		0	-7.5	-15.0	5.0		2.5		0	-7.5	-15.0	5.0		2.5		0	-7.5	-15.0		
	II. 工程管理	4.0	2.0	0	-5	-10.0																														
	III. 安全対策	5.0	2.5	0	-5	-10.0	3.0		1.5		0	-7.5	-15.0																							
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5.0																														
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10	-20.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0		
	II. 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0	15.0	12.0	7.5	2.0	0	-12.5	-25.0	15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0		
	III. 出来ばえ													5.0		2.5		0	-5.0		5.0		2.5		0	-5.0		5.0		2.5		0	-5.0			
4. 工事特性	施工条件等への対応※2																																			
5. 創意工夫	創意工夫 ※3	7.0	~	0																																
6. 社会性等	地域への貢献等						10.0	7.5	5.0	2.5	0																									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点																			
評定点(65±加減点合計) ※1		①					②					③					④																			
評 定 点 計		○ 既済部分(中間)検査があった場合: ① 点×0.4 +② 点×0.2 点×0.2+④ 点×0.2 = 点 点 ※ただし、③は中間検査が2回以上あった場合は平均値 ○ 既済部分(中間)検査がなかった場合: ① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.2 = 0.0 点																																		
7. 法令遵守等	※4	-																				0	点													
評 定 点 合 計		0																				点														
8. 総合評価		7. 評定点計(0.0 点) - 法令遵守等(0.0 点) = 0.0 点																																		
技術提案		技術提案履行確認 ※6																																		
所 見		(監 督 員)										(課 長)										(検 査 員)														
※7																																				

※1 評定点計は、基礎点65点に1～3の評定(加減点合計)と4～6の評定(加減点合計)とする。なお、各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、課長等が行う。
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※6 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できないものがある場合は、『不履行』を選択する。
 ※7 所見は必ず記載するものとする。